

令和7年4月1日から

建設リサイクル法に基づく届出及び通知が 電子申請システムで申請可能になりました

○対象工事

すべての工事（解体、新築等、改修等、土木等）
（窓口による受付は、これまで通り継続します。）

○申請の流れ

発注者又は自主施工者が羽曳野市ホームページから LoGo フォームにて申請
↓
建築指導課から届出済みシール又は通知済シールを PDF データで送付
（提出書類等に不備がある場合は、修正が完了してからの送付になります。）

○申請 URL（LoGo フォーム）

建設リサイクル法に基づく **届出** URL

<https://logoform.jp/form/jrTD/794883>

建設リサイクル法に基づく **通知** URL

<https://logoform.jp/form/jrTD/794876>

○電子申請システムに伴う注意事項

※代理の方が申請する場合、委任状をご提出ください。

※窓口による受付は、これまでどおり受け付けます。

※申請は 24 時間可能ですが、閉庁時又は開庁時間外に電子申請を行う場合は、届出は次の開庁日が工事着手 7 日前まで、通知は次の開庁日が工事着手 1 日前までになるように、電子申請手続きを行ってください。